第六十六条の九の二第一項中「第八項」を「第九項」に改め、同条第四項第一号中「配当等の額（」の下に「法人税法第二十三条第一項第二号に掲げる金額を含むものとし、」を加え、「法人税法」を「同法」に改め、同条第六項中「次項」の下に「及び第八項」を加え、同条第七項中「資料」の下に「（次項において「資料等」という。）」を加え、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項中「及び第七項」を「、第七項及び第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8　税務署長は、前項の書面の添付がない確定申告書の提出があり、又は同項の資料等の保存がなかつた場合においても、その添付又は保存がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該書面及び資料等の提出があつた場合に限り、第三項又は第五項の規定を適用することができる。

第六十六条の九の四第二項中「受けるもの」を「受ける部分の金額」に改め、「以下第三項までにおいて「剰余金の配当等の額」という。）がある場合には、当該」を削り、「次項及び第三項において「剰余金の配当等の額」という。）がある場合には、当該」を削り、「次項及び第三項において「剰余金の配当等の額」という。）」を「剰余金の配当等の額」に改め、同条第九項中「受けるもの」を「受ける部分の金額」に改める。

第六十六条の十第一項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

第六十六条の十三第一項第一号中「普通法人」の下に「（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人及び資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社を除く。）」を加え、「同法」を「法人税法」に改める。

第六十七条の四第一項中「うめる」を「補塡する」に改め、同条第四項中「ものの額」の下に「以下の金額」を加え、同条第十一項第四号及び第五号中「とき。」を「とき」に改め、同条第十二項中「及び第四十六条の二並びにこれら」を「の規定及び同条」に改める。

第六十七条の五第一項及び第六十七条の五の二第一項中「第四十二条の四第六項」を「第四十二条の四第二項」に改める。

第六十七条の六の見出し中「益金不算入等」を「益金不算入」に改め、同条第一項中「内国法人が」を「法人が」に、「次項において「特定株式投資信託」という」を「第九条第一項第三号に規定する外国株価指数連動型特定株式投資信託を除く」に、「に係る法人税法」を「の額がある場合には、法人税法」に、「第三条の二（内国法人等に対して支払う利子所得等に係る支払調書の特例）」を「第六十七条の六第一項（特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例）」に、「同法第九条第一項第三号（配当控除の特例）に規定する外国株価指数連動型特定株式投資信託を除く」を「以下この条において「特定株式投資信託」という」に、「同項第三号中「証券投資信託」とあるのは「証券投資信託（租税特別措置法第三条の二に規定する」を「同条第二項中「株式等をその」とあるのは「株式等（特定株式投資信託の受益権を含む。以下この項において同じ。）をその」と、「基準日以前」とあるのは「基準日（特定株式投資信託の収益の分配にあつては、その計算の基礎となつた期間の末日）以前」と、同条第七項中「をいう」とあるのは「及び」に、「を除く。）」を「の受益権をいう」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十七条の七の見出しを「（保険会社の受取配当等の益金不算入の特例）」に改め、同条第一項を次のように改める。

青色申告書を提出する法人で保険業法第三条第一項又は第百八十五条第一項に規定する免許を受けて保険業を行うものの各事業年度において、その保有する法人税法第二十三条第七項（前条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する非支配目的株式等につき支払を受ける同法第二十三条第一項（前条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する配当等の額（以下この項において「特例非支配目的株式等に係る配当等の額」という。）がある場合には、その特例非支配目的株式等に係る配当等の額について同法第二十三条第一項の規定により当該各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入しない金額は、同項の規定にかかわらず、当該特例非支配目的株式等に係る配当等の額の百分の四十に相当する金額とする。

第六十七条の十四第二項の表第二十三条第一項の項中「資産の流動化に関する法律第二条第三項（定義）に規定する」及び「（以下「特定目的会社」という。）」を削り、同表第五十二条第一項第一号イの項を削り、同表第五十七条第一項ただし書の項中「第五十七条第一項ただし書」の下に「及び第五十八条第一項ただし書」を加え、「百分の八十」を「百分の五十」に改め、同表第五十七条第十一項第一号の項、第五十八条第一項ただし書の項、第五十八条第六項第一号の項、第五十九条第二項の項、第六十六条第二項の項及び第六十七条第一項の項を削り、同条第三項を次のように改める。

3　特定目的会社に対する第六十二条の三第三項、第六十六条の八第一項、第三項、第八項及び第十項並びに第六十六条の九の四第一項、第三項、第七項及び第九項の規定の適用については、第六十二条の三第三項中「該当する」とあるのは「該当するもの及び資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社が行う譲渡で第六十七条の十四第一項第二号（ホを除く。）に掲げる要件を満たす事業年度において行う」と、第六十六条の八第一項、第三項、第八項及び第十項並びに第六十六条の九の四第一項、第三項、第七項及び第九項中「内国法人が」とあるのは「内国法人（資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社を除く。以下この項において同じ。）が」とする。

第六十七条の十四第六項中「利益の配当の額」の下に「について」を加え、「に規定する配当等の額に該当しないものとみなす」を「の規定は、適用しない」に改め、同条第十項中「特定目的会社」の下に「及びその社員」を加える。

第六十七条の十五第一項中「投資法人法第百三十七条第一項の規定による金銭の分配のうち利益の配当から成る部分の金額（法人税法」を「法人税法第二十三条第一項第二号に掲げる金額（同法」に、「利益の配当と」を「同号に掲げる金額と」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「投資法人に対する」を「投資法人法第二条第十二項に規定する投資法人（以下この条において「投資法人」という。）に対する」に改め、同項の表第二条第十号の項及び第五十二条第一項第一号イの項を削り、同表第五十七条第一項ただし書の項中「第五十七条第一項ただし書」の下に「及び第五十八条第一項ただし書」を加え、「百分の八十」を「百分の五十」に改め、同表第五十七条第一項第一号の項、第五十八条第一項ただし書の項、第五十九条第二項の項、第六十七条第一項の項、第六十七条第二項の項及び第六十七条第八項の項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3　投資法人に対する第六十二条の三第三項、第六十六条の八第一項、第三項、第八項及び第十項並びに第六十六条の九の四第一項、第三項、第七項及び第九項の規定の適用については、第六十二条の三第三項中「該当する」とあるのは「該当するもの及び投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人が行う譲渡で第六十七条の十五第一項第二号（ホを除く。）に掲げる要件を満たす事業年度において行う」と、第六十六条の八第一項、第三項、第八項及び第十項並びに第六十六条の九の四第一項、第三項、第七項及び第九項中「内国法人が」とあるのは「内国法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人を除く。以下この項において同じ。）が」とする。

第六十七条の十五第四項を削り、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項中「配当等の額は」を「配当等の額については」に、「に規定する配当等の額に該当しないものとみなす」を「の規定は、適用しない」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とし、同条第十項中「第七項」を「第六項」に、「及び投資法人」を「並びに投資法人及びその社員」に改め、同項を同条第九項とする。

第六十七条の十七第二項中「及び第九項」を「、第九項及び第十一項」に改め、「同条第一項に規定する」を削り、同条第四項中「もの」の下に「として政令で定めるもの」を加える。